

道路標識の適切な設置及び維持管理について

総務省北海道管区行政評価局が行った「道路標識の設置及び維持管理に関する行政評価・監視」については、平成24年7月31日に調査結果と所見表示がなされ、北海道開発局は行政評価局に対し、9月7日に回答（下記掲載）いたしました。

北海道開発局では、案内標識の路線番号を誤って表示している事例（国道36号）や、案内標識の文字が見えにくい事例（国道12号）等について、シールを活用するなどコストに配慮しながら、順次改善措置を講じているところです。

今後も、改善を促進するとともに、引き続き、道の相談室・標識ボックスに寄せられるご意見や、北海道ブロック道路標識適正化委員会の議論を参考にしつつ、道路標識の適切な設置及び維持管理に努めてまいります。

総務省北海道管区行政評価局への回答

道路標識の設置及び維持管理については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」等関係法令に基づき、交通状況や現地状況、標識ボックス等への道路利用者からの意見等を踏まえ、限られた予算の範囲で計画的に実施しているところ。

調査結果の事例については、直ちに道路利用者の安全に重大な支障を及ぼすとは考えていないが、国土交通本省の指導や今般の調査結果を踏まえ、道路標識の一斉点検実施や表示内容等について、北海道ブロック道路標識適正化委員会（以下、適正化委員会）において各道路管理者と連携を図るとともに、更新時期や予算状況等も勘案した上で必要に応じて改善措置を実施してまいりたい。

具体には、下記の実施を行う予定。

1. 道路標識の設置及び維持管理にあたっては、関連法令等に基づいた適切な案内表示となるよう一層留意するとともに、道路巡回において定期的に点検するよう徹底する。

また、道路標識の一斉点検とその結果に基づく必要な改善を行い、関連する道路標識との連続性や整合性を十分確認するよう徹底を図る。その際、交差する道路名を記載する等、道路標識調書の適正な運用に努める。

2. 道路標識の適切な設置及び維持管理に向け、各道路管理者が連携して道路標識の整合を図るべく、道路標識の一斉点検の実施や表示内容等の改善措置の調整も含め、引き続き、適正化委員会の取組を推進する。